

水戸市観光関連事業者緊急支援金給付規則

(目的)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の観光関連事業者を支援するため、予算の範囲内において、観光関連事業者緊急支援金（以下「支援金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(支援対象者)

第2条 支援金の給付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす市内の事業者とする。

- (1) 令和2年5月31日時点において一般社団法人水戸観光コンベンション協会の会員（特別会員、官公庁、組合、協会、報道機関及び金融機関を除く。）であり、かつ、引き続き会員である意思を有すること。
- (2) 令和2年3月から7月までの期間内に、新型コロナウイルス感染症の影響により前年の同月と比較して1か月の売上が30パーセント以上減少した月があること。ただし、平成31年3月以降に創業した者にあつては、令和2年3月から7月までの期間内に、当該創業の月から令和2年2月までの月平均の売上と比較して売上が30パーセント以上減少した月があること。
- (3) 本市の観光振興に資する事業に取り組む計画を有すること。
- (4) 水戸市暴力団排除条例(平成24年水戸市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、1事業者当たり200,000円とする。

(給付の申請及び請求)

第4条 支援金の給付を受けようとする者は、令和2年8月31日までに、観光関連事業者緊急支援金給付申請書兼請求書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、観光関連事業者緊急支援金給付決定通知書兼額確定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、支援金の給付に当たり、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関し、市からの協力要請がある場合には、これに協力すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、支援金の目的を達するために市長が必要と認める事項

(給付の決定の取消し)

第6条 市長は、前条第1項の規定により支援金の給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支援金の給付の決定を取り消すことができる。

- (1) 支援金の給付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 前条第1項の規定により支援金の給付の決定を受けた者は、前項の規定により支援金の給付

の決定を取り消された場合において、既に支援金の給付を受けているときは、市長が指定する期日までに当該支援金を返還しなければならない。

(水戸市補助金等交付規則の適用除外)

第7条 この規則の規定による支援金の給付については、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）の規定は、適用しない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。